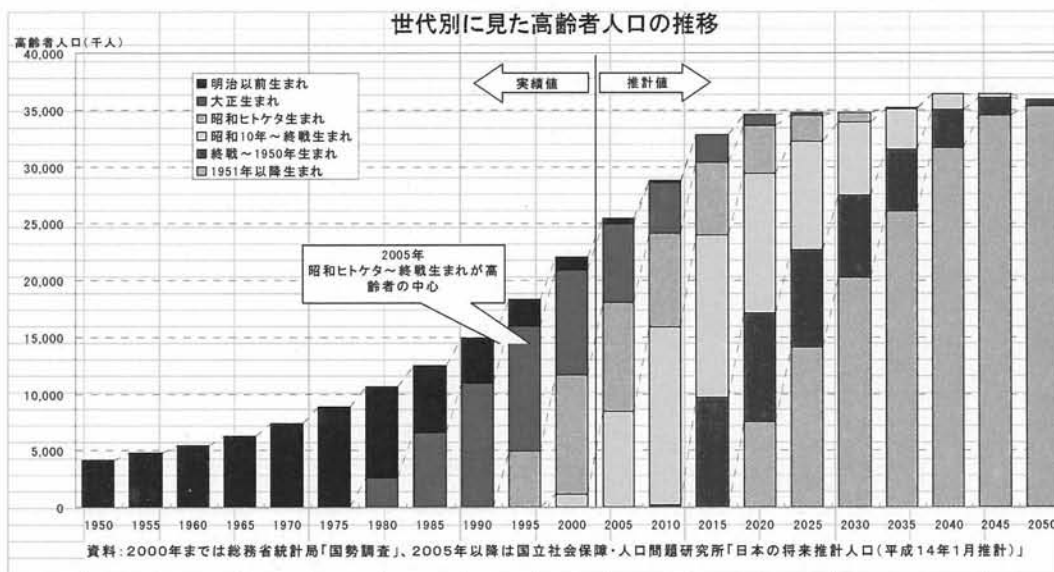


3 新たなサービス体系の確立

高齢者人口の将来推計

- ベビーブーム世代： 2015年の前期高齢者
2025年の後期高齢者
- 本格的な介護予防システムの整備に早急に取り組む必要



要介護高齢者に占める認知症高齢者の数

- 要介護高齢者のほぼ半数は、認知症の影響が認められる者である。施設入所者で見れば、その割合は8割近くになる。
- 重度の認知症の者のうち「運動能力の低下していない認知症高齢者」が25万人いるが、その6割は自宅にいる状態である。

(単位: 万人)

		要介護(要支援)認定者	認定申請時の所在(再掲)				
			居宅	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施設
総 数		314	210	32	25	12	34
再掲	自立度Ⅱ以上	149	73	27	20	10	19
	自立度Ⅲ以上	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

※ 2002年9月末についての推計。

※ 「その他の施設」: 医療機関、グループホーム、ケアハウス等

※ 「自立度Ⅱ」: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※ 「自立度Ⅲ」: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

※ カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲

【改正の趣旨】

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、一人一人ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービス体系の見直しや地域における総合的・包括的なマネジメント体制の整備を行う。

【改正の内容】

I. 目的規定の見直し

- 介護保険法の目的規定（法第1条）に、「尊厳の保持」を明確に規定。

（見直し案）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

II. 「痴呆」の呼称変更

- 従来の「痴呆」という用語について、高齢者の尊厳に対する配慮を欠く表現であること等を踏まえ、「認知症」に呼称を変更（公布日施行）。

III. 地域密着型サービスの創設

- 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として「地域密着型サービス」を創設する。

〈地域密着型サービスの概要〉

- ①市町村がサービス事業者の指定、指導監督権限を有する。
- ②原則として、当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能とする。
（複数の市町村が指定することで、隣接市町村などの被保険者の利用も可能）
- ③市町村（又は生活圏域）ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定の拒否ができる。
- ④地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬設定ができる。
- ⑤公平・公正の観点から、上記③、④については、地域住民や保健医療福祉関係者、経営者等の関与する仕組みとする。

〈地域密着型サービスの種類〉

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②認知症高齢者グループホーム
- ③認知症高齢者対応型デイサービス
- ④夜間対応型訪問介護
- ⑤小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設
- ⑥小規模（定員30人未満）介護専用型特定施設